

自治体国保の加入者で、2020年の売上が2019年の7割以下の人は コロナ禍による国保減免の申請を！

2019年の所得が1000万円以下で、コロナ禍の影響で3割以上の収入減となる世帯は、申請により国民健康保険税が減免される可能性があります。

例えば夫婦子一人の3人世帯で、収入が夫のみの場合、2019年所得300万円以下で2020年の収入（売上）が前年比3割減なら、国保税がゼロになります。これは「所得」ではなく「売上」で計算します。

注意1、前年所得がゼロ・マイナスの人は対象外！

ただし前年所得がゼロやマイナスの人は、この制度では国保税が減免されません。



均等割・平等割により国保税は所得がなくても発生するのに、コロナ禍で一層生活が苦しくなる人たちの

国保税が減免されない状況です。

注意2、減免の結果、

還付された国保税額に注意！

この制度の申込期限は3月31日（水）です。確定申告は前年払った社会保険料を控除して行いますので、2020年中に支払った分だけを控除します。

12月までの売り上げを2019年と比較して、3割以上の減となった人は、尾北民商へ早めにご連絡ください。

※ 建設国保などで国保料納付証明書を昨年中に受け取り、その後に減免された人は、確定申告の際に証明書の金額から減免還付された額を引いて控除します。

尾北民商
ニュース

2021年
2月1日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

各支部確定申告相談会への予約を早めに！

2月に入り各支部で確定申告のための相談会が始まります。

今年は新型コロナウイルスによる感染症という、過去にない困難が発生しています。民商内での感染を避けるために、本年はマスクの着用、手指の消毒、体温の計測などの対策を徹底し、併せて来場者の人数を調整します。あらかじめ早め

に予約してください。

相談会は予約者優先で行います。予約のない人には、お待ちいただくことになります。

コロナ禍が終息の気配を見せない中、商売と健康を守るために、ご協力をお願いします。



尾北民商共済会からのお知らせです！

コロナでホテル・自宅療養が入院見舞金の対象になります！

PCR検査を受けて新型コロナウイルス感染症が陽性の判定となった人は、ホテルなど宿泊施設での療養や自宅療養でも、その期間は入院見舞金の対象になります（1日3000円）。

共済金の請求には、医師や保健所・市町などの発行した療養期間のわかる証明書が必要になります。



尾北民商共済会は、昨年10月1日から12月末まで3か月の間、共済会員は無料で受けられる大腸がん検診に取り組みました。

84人が申込み、最終日までに66人が受診しました。早期発見早期治療で健康寿命を延ばしましょう。

民商共済会は業者本人と配偶者の他、従業員や業者の同居家族も入れます。未加入の人は、この機会にご検討ください。

【当面の日程】		
日	曜	予定
2/1	月	岩倉なんでも相談会
2	火	扶桑なんでも相談会 無料法律相談
3	水	大口なんでも相談会
4	木	
5	金	
6	土	扶桑 相談会
7	日	扶桑 相談会
8	月	
9	火	無料法律相談
10	水	宮草 扶桑 相談会
11	木	岩倉 相談会
12	金	
13	土	犬山 扶桑 相談会
14	日	宮草 岩倉 犬山 相談会
15	月	